

(Application requirements for the 2025 international student entrance examination. The Japanese Course, Faculty of Global Communication, Kobe Gakuin University.)

(神戸学院大学 国際交流系 日语专业 2025年度 外国留学生入学試験 报考資格)

外国籍を有する者で、次の1~4の項目のすべてに該当する者を対象とします。

1. 次のいずれかに該当する者。

- (1)外国において、学校教育における12年の課程を修了した者^{※1}。(12年未満の課程の場合は、さらに、指定された準備教育課程又は研修施設の課程を修了した者)
- (2)外国において、学校教育における12年の課程を修了した者と同等以上の学力があると認められる当該国の検定に合格した者で、2025年3月末日までに18歳に達する者。(大韓民国の「高等学校卒業学力検定試験」、アメリカ合衆国の「GED test」等)
- (3)外国において、指定された11年以上の課程を修了したとされるものであること等の要件を満たす高等学校に対応する学校の課程(文部科学大臣指定高等学校に対応する外国の学校の課程)を修了した者。

*適用開始日以降に修了した者に限ります。

国名	課程の名称	適用開始日
ウクライナ	ボウナ・ザハリナ・セレドニャ・オスヴィタの課程	平成3年(1991年)5月23日
ウズベキスタン共和国	シコーラ・スレドゥネヴァ・オブラゾヴァーニヤの課程	平成29年(2017年)3月15日
カザフスタン共和国	オブシェエ・スレドニェエ・オブラゾヴァーニエの課程	平成19年(2007年)7月27日
スーダン共和国	アル・マドラサ・アッ・サーナウィーヤの課程	平成4年(1992年)1月1日
ベラルーシ共和国	トレーヂヤ・ストゥペニ・オープシエヴォ・スレドネヴォ・オブラゾヴァーニヤの課程	平成23年(2011年)1月13日
ペルー共和国	エスクエラ・セクンダリアの課程	明治34年(1901年)3月8日
ミャンマー連邦共和国	アテッターン・アスィン・ピンニャーイェーの課程(旧ビルマ連邦社会主義共和国のアテッターン・アスィン・ピンニャーイェーの課程を含む。)	昭和48年(1973年)10月1日
ロシア連邦	オブシェエ・スレドニェエ・オブラゾヴァーニエの課程	平成21年(2009年)10月6日

(4)国際バカロレア、アビトゥア、バカロレアのいずれかの資格を外国において取得した者。

(5)本学が上記(1)~(4)と同等の資格を有すると認めたもので、2025年3月末日までに18歳に達する者^{※2}。2. 独立行政法人日本学生支援機構が実施する2023・2024年6月または11月の日本留学試験において本学が指定する科目を受験した者^{※3}。

3. 入学後は、学業を継続するに足る日本語能力を有する者。

4. 確実な経費支弁者を有する者。

※1 ・「外国において学校教育における12年の課程を修了した者」とは、「外国の正規の学校教育における12年目の課程を修了した者(外国の高等学校を卒業した者)」という意味です。外国の高等学校には「日本にある外国人学校」および「文部科学大臣が認定した在外教育施設」は含みません。

・12年の課程のうち、日本の学校教育法にもとづく小学校・中学校・高等学校等に在学した場合は、その期間が通算3年以内である場合に限ります。

・「日本にある外国人学校」および「文部科学大臣が認定した在外教育施設」に在学した場合は、その在学期間を日本の学校教育法にもとづく小学校・中学校・高等学校等に在学したものと同様にみなします。

・飛び級等により、12年間より短い期間で終了した場合であっても、最終的に修了した課程が正規の学校教育の12年目以上の課程であれば、この要件を満たすものとします。

※2 ・本学に出願を希望される方で、上記(5)の認定を希望する方は事前に本学の入学資格審査を行いますので、次の申請期限までに認定のために必要な書類を提出してください。

<申請期限>

【10月実施分】 2024年9月6日(金)

【12月実施分】 2024年10月11日(金)

【2月実施分】 2024年12月13日(金)

【3月実施分】 2025年1月10日(金)

認定のために必要な書類については本学入学・高大接続センター(TEL 078-974-1972)へお問い合わせください。

※3 ・2024年11月の日本留学試験の成績を使用する場合は10月、12月実施の入学試験を受験することはできません。